

平成25年12月24日に閣議決定された平成26年度税制改正の大綱の中で、組合・組合員企業の皆様に関する内容についてお知らせします。

①復興特別法人税の1年前倒し廃止

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度について、平成27年3月31日までを、平成26年3月31日までに変更されます。また、復興特別所得税を法人税額から控除できる仕組みになります。

②交際費課税の特例措置の見直し

交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入する新たな措置が、平成26年4月より講じられます。

中小法人に係る損金算入の特例(平成25年4月1日以後開始事業年度の場合は800万円まで全額損金算入)については、上記の特例と選択した上、その適用期限を2年間延長します。

【適用期間：2年間(平成27年度末まで)】

③地方法人課税における偏在性是正措置

消費税率8%の段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税化して、新たに「地方法人税(仮称)」を創設し、その税収全額を地方交付税原資とします。

また、平成20年度改正において、臨時的措置として導入されている「地方法人特別税・譲与税」については、1/3の規模を法人事業税に還元されます。

①法人住民税法人税割りの引下げ

- ・都道府県税率 5.0%→3.2%
- ・市町村税率 12.3%→9.7%

(▲1.8%)

(▲2.6%)



- ②「地方法人税(仮称)」を創設(上記引下げ分相当：税率4.4%、課税標準は各課税事業年度の法人税額)し、その税収全額を交付税特別会計に繰入、地方交付税原資となります。

④中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(少額特例)は、取得価額30万円未満(合計300万円まで)の全ての減価償却資産(建物、機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア等)を対象に、全額即時損金算入を認める措置で、年間約43万社もの中小企業が利用しています。

中小企業におけるパソコン、経理事務ソフトウェアなど少額減価償却資産の投資の促進等を図るため、平成25年度末とされていた適用期限を2年間延長します。(WindowsXPのサポート期限が切れることに伴う中小企業のパソコン、ソフトウェア等の入れ替えニーズにも対応。)

【適用期間：2年間(平成27年度末まで)】

⑤生産性向上設備投資促進税制の創設

産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日、特許料の軽減措置等に係る規定については、平成26年4月1日から施行)～平成29年3月31日までの間に、生産性向上設備等に該当する先端設備(※1)又は生産ラインやオペレーションの刷新・改善(機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェア)(※2)のうち、一定の規模以上(※3)のものを取得した場合には、その取得価額の50%(建物及び構築物については25%)の特別償却とその取得価額4%(建物及び構築物については2%)の税額控除との選択適用ができるようになります。

なお、平成28年3月31日までの間に取得等したのものについては、その普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却(即時償却)とその取得価額の5%(建物及び構築物については3%)の税額控除との

選択適用ができます。

- ※1・・・旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル
- ※2・・・事業者が通常作成する設備投資計画上の投資収益率が15%以上の設備
- ※3・・・取得する設備の種類毎に、取得価額の最低限度が定められています。

⑥所得拡大促進税制の見直し・拡充

給与等の支給額を増加させた場合の税額控除について、次の要件の見直しがあり、その適用期間が2年間延長されました。

雇用者給与等支給増加割合の要件が現行の5%以上から、

1. 平成27年4月1日前に開始する適用年度は2%以上
2. 平成27年4月1日～平成28年3月31日までの間に開始する適用年度は3%以上
3. 平成28年4月1日～平成30年3月31日までの間に開始する適用年度は5%以上に
変更されます。

【適用期間：4年間(平成29年度末まで)】

⑦印紙税の軽減措置の延長・拡充及び印紙税額の引き下げ

領収証等の「金銭又は有価証券の受取書」の印紙税額は、現在、記載金額が3万円未満であれば非課税ですが、非課税範囲が拡大され、平成26年4月1日から記載金額が5万円未満までが非課税になります(記載金額が5万円以上の印紙税額は従来通り)。

また、これまで契約金額が1,000万円を超える「不動産譲渡契約書」「建設工事請負契約書」については、印紙税の軽減措置が適用されていましたが、その措置が延長・拡充されます。

【適用期間：4年間(平成29年度末まで)】

会員組合探訪

風の松原セレモニー協同組合

■組合の紹介

風の松原セレモニー協同組合は、能代市・山本郡内の葬祭業に関連する異業種の中小企業が顧客ニーズにマッチしたサービスを構築することを目的に、平成11年8月に設立されました。

設立後は、教育情報事業等に熱心に取り組み、大手葬祭業者にはできないような、地域の実情に合ったきめ細やかなサービスの提供を目指してきました。

■主な事業の内容とその成果

大資本をバックに大型葬祭会館を持つチェーン店が相次いで地元に進出し、年々厳しさを増してきたことから、組合では、小規模でも地域に根ざした独自の葬祭執行がより可能となる会館の建設を目指して、調査研究並びに事業計画の検討等を行ってきました。その結果、今年2月に念願の葬祭会館が完成し、さらに、接客サービスの向上等、従業員教育の徹底を図るため、本会の組合活力向上事業を活用しています。

■今後の展開

佐藤理事長は、「今後は、新たな葬祭会館を組合の拠点として小規模でも温かいサービスを地域住民の目線で展開していきたい。」と述べており、本会でも積極的に支援していくこととしております。



【新たに建設された葬祭会館】

【組合の概要】

- 所在地 能代市字臥竜山39-5
- 代表理事 佐藤 善勝
- 出資金 10,000,000円
- 組合員数 5名
- 主な事業 共同受注、調査研究
- 成立年月日 平成11年8月19日